

採点基準表

1 評価方法

加古川市立加古川養護学校給食調理業務委託について、以下のとおり評価を行い、契約候補者等を選定する。

(1) 評価概要

企画提案の内容について、提案評価点（提案書及びプレゼンテーションから評価する）及び見積価格点の採点を行い、その合計点を総合評価点（1,500点満点）とする。

(2) 評価基準

①提案評価点（1,050点満点）

選定委員が提案書及びプレゼンテーションを基に採点を行う。配点は各選定委員1人あたりの持ち点であり、その合計点を提案評価点とする。

項番	区分	評価内容	配点	区分点
1	基本姿勢	・特別支援学校における給食について、具体的な考え方・方針が定められており、その内容が本市の学校給食をより発展、向上させることが期待できる内容であるか。 任意様式	5	15
2		・学校と良好な関係性を築くために、児童の喫食状況の確認や、教職員等からの意見聴取等、学校とのコミュニケーション方法の提案について、実績があるなど具体性や実現性はあるか。 任意様式	5	
3		・学校行事等への対応について、具体的な提案内容で実績があるなど具体性や実現性はあるか。 任意様式	5	
4	業務実績	・学校給食施設における回転釜を用いた調理業務の受託実績（件数）が充実しているか。 様式C-2	5	10
5		・特別支援学校、病院、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院または介護療養型医療施設において、えん下調整食の調理を含む調理業務の受託実績（件数）が充実しているか。 様式C-3	5	
6	事業の実施体制と従事者の確保	・特別支援学校給食の継続的・安定的な運営が可能な配置人員（勤務日・勤務時間含む）となっているか。 様式C-4	15	60
7		・本業務のより円滑な運営のために、学校給食施設における回転釜を用いた調理経験が豊富な従事者を配置することを提案されているか。 様式C-4	5	
8		・本業務のより円滑な運営のために、えん下調整食の調理経験が豊富な従事者を配置することを提案されているか。 様式C-4	5	
9		・本業務のより安定的な運営のために、従事者を継続的に確保するための仕組み（採用方法等人員の確保・安定的な雇用のための提案）が具体的に示され、効果的な内容になっているか。 任意様式	10	
10		・従事者が病気等の休暇により不足する場合の代替体制が具体的に示されているか。また、配置を適正かつ柔軟に行う仕組みが優れているか。 様式C-5	15	
11		・事業所が現場状況を把握するための管理計画（確認方法・頻度等）が具体的に示され、効果的な内容になっているか。 任意様式	10	

12	人材の育成	・人材を育成するための資料（マニュアル等）は充実しているか。 任意様式	15	45
13		・年間研修計画は充実しているか。 様式C-6	10	
14		・人員交代時の教育体制（指導計画・人員体制）は適切か。 任意様式	10	
15		・従事者の資質向上（資格取得・えん下調整食の経験等）のための体制が整っているか。 任意様式	10	
16	調理	・想定される学校からの調理に係る要望への対応について、事業者での特筆すべき取組み及び実績はあるか。 任意様式	10	40
17		・えん下調整食及び胃ろう注入食の調理について、事業者での特筆すべき取組み及び実績はあるか。 任意様式	10	
18		・調理器具（仕様書における調理用消耗品）を安全に使用するための仕組み（点検のタイミング・点検方法・更新基準等）について適切に示されているか。 任意様式	5	
19		・献立に応じた「作業工程表」を衛生管理に配慮して作成できているか。 様式C-7	15	
20	衛生管理	・従事者及びその同居人等濃厚接触者が下痢・嘔吐等の症状がある場合、加古川市の基準を遵守するための把握方法及び対応等が適切か。 任意様式	10	15
21		・より安全安心な給食の提供のために、安全衛生管理状況等の監視体制やその結果に基づき改善を進める体制が構築できており、実績があるか。 任意様式	5	
22	危機管理体制	・異物混入、給食物資の異常等、突発的で急を要する対応が必要な場合の連絡体制等（対応可能時間含む）が構築されているか。 任意様式	10	15
23		・食中毒事故、アレルギー事故等の対処方法は適切か。 任意様式	5	
24	独自提案等	・仕様書に定める事業のほか、事業者独自の効果的・魅力的な提案がなされているか。 任意様式	10	10
			小計	210

②見積価格点（450点満点）

以下の方法で見積価格点を算出する。

配点は各選定委員1人あたりの持ち点であり、その合計点を見積評価点とする。

評価項目	評価内容	配点
見積りに対する評価	(最低見積額÷各社提案額)×90 ※1点未満の端数は切り捨て	90

2 契約候補者等の選定

評価の結果、総合評価点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定する。

なお、合計点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、総合評価点のうち見積価格点を除いた1,050点満点中の630点に満たない者は、契約候補者等に選定しない。